

久万高原町 子育てハンドブック 2025

すくすく 育て くまこうげんキッズ



発行：こども家庭センター



あなたの子育て応援します！

はじめましての日から笑顔の未来まで
久万高原町で子育てをしているパパ、ママへ
ひとりで悩まず子育てを楽しんでほしい、その思いをこめて
子育てのための制度や窓口などの情報をまとめました

こんなとき、どうすればいい？

03_04 結婚したら

結婚新生活支援事業、妊娠を望まれる方へ（不妊治療助成事業）

05_11 妊娠したら

こども家庭センター、産婦人科・小児科オンライン相談、妊婦のための支援給付
低所得妊婦初回産科受診費助成、母子健康手帳交付、妊婦一般健康診査
妊婦訪問指導、妊婦教室、妊婦歯科健康診査
妊婦歯科健康診査町外受診費用助成、妊産婦健康診査交通費助成
産前産後の国民健康保険税免除届出、産前産後の国民年金保険料免除届出

12_21 赤ちゃんが生まれたら（知っておきたい 支援制度）

出生届、子ども医療費助成制度、出産世帯応援事業、児童手当制度
多子世帯リフォーム支援事業、出産育児一時金、国民健康保険税の就学前の
子どもへの軽減、乳幼児用紙おむつ券、新生児聴覚検査、拡大新生児スクリーニン
グ検査費用助成、赤ちゃん訪問、産後ケア事業、ショートステイ里親、定期予防
接種、任意予防接種費補助、乳児一般健康診査、幼児健康診査、もぐもぐすくすく
教室、ブックスタート、ウッドスタート

22_23 子育て応援（ひとりじゃないよ 相談・交流の場）

子育て講座・育児相談
お子さんとパパ・ママたちの交流の場（地域子育て支援拠点事業）
久万高原 Happy サポート（家庭教育支援事業）

24_27 子どもを預けたい・学ばせたい

幼稚園・保育施設を利用するには？、町内の幼稚園・保育施設と申込方法
関連MAP

28_29 小学生・中学生への支援

久万高原町の小学校・中学校について、遠距離通学者への支援
自転車・ヘルメット購入費の助成、美川中学校寄宿舎「若竹寮」



30_32 子どもの居場所

児童館、放課後児童クラブ（学童保育）、放課後子ども教室

33_34 子どもの医療費

子ども医療費の助成、高額な医療費がかかったとき（高額療養費の申請）
学校・幼稚園でけがをした（スポーツ共済）、町内の医療機関など

35_36 上浮穴高等学校への支援

上浮穴高校教育振興補助金制度、ふるさと奨学生、町営上浮穴高校学生寮

37 夢をかなえたいあなたへ

凶荒予備奨学生制度、久万高原町看護師奨学金貸付制度

38_42 相談したいとき

お子さんのための相談窓口、ひとり親家庭のために
障がいのあるお子さんのために、児童虐待に関すること
いじめに関すること、人権相談に関すること

43 町内MAP

結婚したら

○結婚新生活事業

【問】保健福祉課 社会福祉係 ☎0892-21-1111

結婚新生活の門出を応援するため、住宅の取得または賃貸費用、リフォーム費用、引越費用などに対して、支援を行います。（上限あり）

＜対象経費＞

- ・住居費 敷金、礼金、仲介手数料、家賃月額、共益費住宅購入費、リフォーム費用
- ・引越費用 引越し、運送業者支払費用
※個人で実施する引越しに要する経費は対象外

＜対象となる方＞

- (1) 夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下で世帯所得が500万円未満の世帯
補助上限額・・・29歳以下：60万円 39歳以下：30万円
※年齢区分は夫婦いずれか高いほうの年齢
- (2) 夫婦2人（又は1人）の住民登録住所が久万高原町の補助対象住宅の住所
- (3) 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと
- (4) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと

＜必要なもの＞

- ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）
 - ・久万高原町結婚新生活支援事業補助金交付申請書
 - ・夫婦の住民票の写し
 - ・夫婦の所得証明書
- その他、町長が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

○結婚新生活支援事業

【問】保健福祉課 社会福祉係 ☎0892-21-1111

結婚新生活の家事負担を軽減する家電製品や電気等のエネルギー消費性能が優れている、時短・省エネ家電購入費の費用の一部を補助します。

※1世帯あたり補助限度額200千円

＜対象経費＞

時短・省エネ家電 統一省エネラベル2つ以上・エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」掲載製品購入費（洗濯乾燥機、冷蔵庫、食器洗い乾燥機等）

＜対象となる方＞

- (1) 夫婦とも29歳以下で世帯所得が660万円以下の新婚世帯
- (2) 住民登録の上、現に居住していること
- (3) 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと
- (4) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと

＜必要なもの＞

- ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）
 - ・久万高原町結婚新生活支援事業補助金交付申請書
 - ・夫婦の住民票の写し
 - ・夫婦の所得証明書
 - ・購入した家電製品の形状、規格の確認ができるもの
- その他、町長が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

○妊娠を望まれる方へ（不妊治療費助成事業）

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

不妊治療のうち生殖補助医療（特定不妊治療：体外受精及び顕微授精等）及び一般不妊治療（タイミング法、人工授精等）を行った方に対し、治療費の一部を助成します。

＜対象となる方＞ 次のすべてに該当する方

- (1) 不妊治療を行った期間に夫婦ともに久万高原町に住所を有していること
- (2) 夫婦ともに申請日の1年以上前から久万高原町に住所を有していること

＜助成金額＞

治療に要した費用のうちの自己負担分。（保険適用の有無に関わらない）1年度につき、特定不妊治療15万円、一般不妊治療5万円を限度とし、助成します。提出書類等を審査の上、交付決定または交付却下通知書を送付し、交付決定の場合は、助成金額を口座振込します。

＜注意点＞

不妊治療費助成金の申請は、治療が終了した日の属する年度内に申請することとなっています。そのため、年度末（3月）に治療が終了した場合は、速やかに申請手続きを行っていただきますようお願いします。

妊娠したら

〇こども家庭センター（妊娠・出産・子育ての相談窓口）

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

妊娠期から子育て期までのさまざまなお悩みにお答えする総合相談窓口として、こども家庭センターを設置しています。

妊娠から出産、育児について、妊婦・子育て世代への相談、サービスの紹介、情報発信を継続的に実施し、子育てするみなさんをサポートします。

〇妊産婦面談・情報発信（伴走型相談支援を実施）

●妊娠届出時 ●妊娠8か月前後 ●出産後の相談・家庭訪問

〇各種相談対応・情報提供

〇サポートプランの作成

〇関係機関との調整

〇産婦人科・小児科オンライン相談

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

妊娠中の悩みや出産のこと、産後の心身の悩み、子どもの健康、子育てなどのお悩みに、オンラインで相談を受け専門家が対応します。利用には、会員登録（無料）が必要です。下記 QR コードより、登録を行うことができます。会員登録に必要な合言葉は、こども家庭センターにお問い合わせください。

産婦人科オンライン



小児科オンライン



○妊婦のための支援給付

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の支援と経済的な支援を一体的に実施するために、妊婦のための支援給付金を支給します。妊娠届出時に妊婦支援給付の認定を受け、5万円を給付します。また、出産予定日の8週間前の日以降の胎児の数の届出後、5万円×胎児の数を、給付します。支給にあたり、妊産婦さんの面談やアンケートの回答が必要です。

○低所得妊婦の初回産科受診料助成

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

住民税非課税世帯等の低所得の妊婦の方に対し、経済的な負担を減らし、必要な支援につなげるため、妊娠判定を受けるための初回産科受診料を助成します。

＜対象となる方＞ 次のすべてに該当する方

- (1) 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した方
- (2) 低所得妊婦（住民税非課税世帯または生活保護世帯もしくは同等の所得水準である世帯に属する者）
- (3) 初回の産科受診日に久万高原町に住民票がある方
- (4) 以下の2点に同意できる方
 - ・助成の可否を判断するために、世帯の課税状況等を確認すること
 - ・協力医療機関等と久万高原町が必要に応じて、支援に必要な情報を共有すること

＜助成金額＞

医療機関で実施する初回産科診察費用（妊娠判定に要する問診及び診察、尿検査および超音波検査（医療機関が必要と判断した場合に限る））を、1万円を上限に助成します。ただし、保険適用に係る額は対象外です。

＜申請について＞

医療機関受診前にこども家庭センターにて申請を行い受診票を受け取る、もしくは医療機関の窓口で一度お支払いいただき、後日払い戻しの手続きを行ってください。詳しくはこども家庭センターまでお問い合わせください。

○母子健康手帳交付

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

母子健康手帳の交付時に、手帳の利用方法や妊婦健診など妊娠中の生活や、母子保健サービスについての情報提供を行っています。また、妊娠・出産などに関する相談を受けします。妊娠届出書をもらったら、早めに届け出ましょう。

＜必要なもの＞

- ・医療機関から発行される妊娠届出書
- ・個人番号のわかるもの
- ・本人確認書類

○妊婦一般健康診査

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を交付します。この受診票で、妊婦一般健康診査にかかる費用の一部を公費負担します。

妊娠 23 週までは4週に 1 回、妊娠 24 週～35 週までは2週に 1 回、妊娠 36 週以降は 1 週に 1 回の妊婦一般健康診査をかかりつけの産婦人科で受け、胎児の育ち具合や自身の健康状態を確認しましょう。

県外の医療機関では使用できませんので、窓口で一度お支払いいただき、領収書等を添えて、こども家庭センターで払戻しの手続きを行ってください。

○妊婦訪問指導

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

町の保健師が妊婦訪問を行い、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みについて相談に応じます。また、必要に応じて管理栄養士も訪問します。

○妊婦教室

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

子育ての準備の助けになればと、妊娠期の過ごし方や出産・産後のケアについての知識を学んでもらっています。また、妊産婦さん同士の交流・情報交換の場にもなっています。

○妊婦歯科健康診査

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

歯周病を早期に発見・治療することで、妊娠中のマイナートラブルを予防したり、早産のリスクを軽減したり、産後赤ちゃんの虫歯を予防することが可能です。安定期とされる妊娠5～8 か月ごろに歯科医療機関で歯科検診を受けましょう。

母子健康手帳交付時に、妊婦歯科健康診査受診票を交付します。この受診票で、妊婦歯科健康診査に係る費用の全額を公費負担します。

ただし、町内指定歯科医療機関に限られます。ご注意ください。

※町内指定歯科医療機関については34ページをご覧ください。



○妊婦歯科健康診査町外受診費用助成

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

里帰り出産や町外にかかりつけ歯科医を持つ方のため、町外の歯科医療機関で妊婦歯科健康診査を受けられた方に対し、健診費用の一部または全部を助成します。

＜対象となる方＞ 次のすべてに該当する方

- (1) 受診日に久万高原町に住民登録のある妊婦
- (2) 久万高原町の委託医療機関以外で妊婦歯科健康診査を受診された方

＜助成金額＞

健診に要した費用のうち、3,300 円を限度とし助成します。

＜必要なもの＞

- ・母子健康手帳（妊婦歯科健診受診結果の写し）
- ・領収書（診療内容が明記されたもの）
- ・本人名義の口座がわかるもの
- ・未使用の個別妊婦歯科健康診査受診票
- ・印鑑（シャチハタ不可）

＜注意点＞

- (1) 受診日または出産から6か月以内に申請すること
- (2) 助成は1回限り
- (3) 町内委託医療機関で受診された場合は、町外の医療機関での受診は対象となりません

○妊産婦健康診査交通費助成【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

町内から町外の医療機関で、妊婦健康診査や産婦健康診査を受けられた住民の方に対し、交通費の一部を助成します。

里帰り等の理由により町内から医療機関へ通院をしない場合、救急車による搬送等は助成対象外です。

＜助成金額＞

1回の受診につき往復交通費として2,000円を助成します。

ただし、助成回数は、妊婦一般健康診査は14回、産婦健康診査は2回を上限。

○産前産後の国民健康保険税免除届出

【問】住民課 国保年金係 ☎0892-21-1111

出産される方が国民健康保険被保険者の場合は、国民健康保険税（所得割額と均等割額）が産前産後期間の4か月間免除されます。

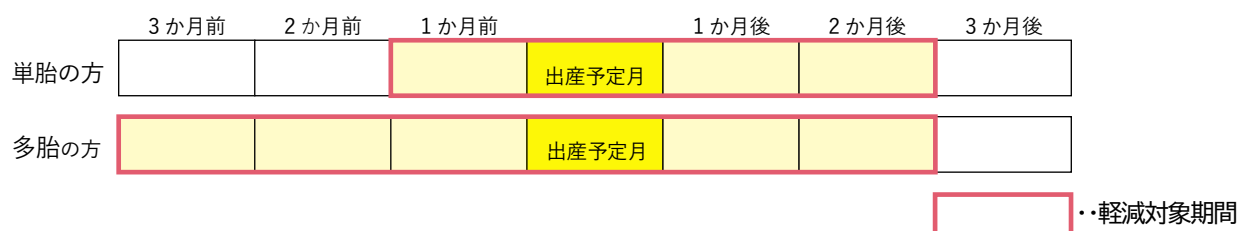
<対象となる方>

国民健康保険被保険者で出産予定の方

- ・妊娠 85 日（4か月）以上の出産が対象です。
- ・死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も対象となります。

<免除の対象となる保険税>

出産予定月（または出産月）の前月から産後2か月の計4か月間の国民健康保険税のうち、所得割と均等割相当分。（多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月間が対象）。



<受付期間>

出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

<届出に必要なもの>

- ・産前産後期間に係る保険税軽減届出書
（係にありますので窓口来庁時は不要です。また HP からダウンロードできます。）
- ・届出本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・母子健康手帳（出産前に申請する場合）
- ・出生証明書など出産日と親子関係のわかる書類
（出産後に申請する場合で被保険者と子が別世帯の場合）
- ・委任状（別世帯の方が届出される場合）
（様式は HP からダウンロードできます。委任状には記入、押印が必要です。）

<注意点>

時効は出産から 5 年です。

○産前産後の国民年金保険料免除届出

【問】住民課 国保年金係 ☎0892-21-1111

出産される方が国民年金第1号被保険者の場合は、国民年金保険料が産前産後期間の4か月間免除されます。

<対象となる方>

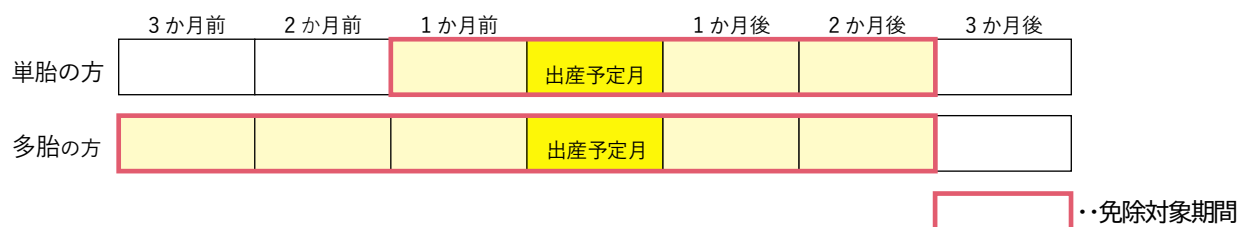
国民年金第1号被保険者で出産予定の方

- ・妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です。
- ・死産、流産、早産の場合も対象となります。

<免除の対象となる保険料>

出産予定月（または出産月）の前月から産後2か月の計4か月間の国民年金保険料。

（多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月間が対象）。



<受付期間>

出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

<届出に必要なもの>

- ・母子健康手帳など出産予定日がわかるもの（出産前に申請する場合）
- ・出生証明書など出産日と親子関係のわかる書類
（出産後に申請する場合で被保険者と子が別世帯の場合）

赤ちゃんが生まれたら

知っておきたい 支援制度



○出生届

【問】住民課 住民生活係 ☎0892-21-1111

生まれた日を含めて 14 日以内に提出が必要です。

<必要なもの>

- ・ 出生証明書（出生届の右側に医師または助産師の証明が必要。出産した病院で発行されます）
- ・ 母子健康手帳

○子ども医療費助成制度

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

18歳になる年度末まで保険適用内の医療費・調剤費が無料になる受給資格証を発行します。（入院時の食事療養費等は除く。）

県外の医療機関では使用できませんので、窓口で一度お支払いいただき、領収書等を添えて、保健福祉課で払戻しの手続きを行ってください。

※学校・園等でけがをした場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度をご利用ください。（加入者のみ）

※子どもの医療費については 33・34 ページもご覧ください。

<必要なもの>

- ・ 資格確認証、保険証、もしくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写し
- ・ 印鑑

○出産世帯応援事業

【問】 こども家庭センター ☎0892-58-9990

経済的な理由で出産を諦めることがないよう、出産後に要する経費の一部を助成します。

＜対象世帯＞

出産した世帯（ひとり親家庭含む）

※新生児及び父母の両方が久万高原町に住民票がある世帯に限ります。

＜補助限度額＞

新生児一人当たり出産時、父母ともに35歳以下の世帯 30万円

出産時、上記以外の世帯 20万円

詳しくは、お問い合わせください。

○児童手当制度

【問】 こども家庭センター ☎0892-58-9990

町内に住所のある、高校生年代までの児童を養育している方に支払われる手当です。

＜必要なもの＞

- ・請求者名義の振込口座のわかるもの
- ・請求者の医療保険の保険者から交付された「資格確認証」、マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」
- ・個人番号のわかるもの

＜支給時期＞

年6回偶数月に、2か月分を支給します。

＜支給額＞

3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

＜児童手当の寄付と申出徴収について＞

- ・子育て支援事業に活かしてほしいという方は、手当の全部または一部を町に寄付できます。
- ・保育料や学校給食費などに未納のある場合は、児童手当から支払えます。詳しくはお問い合わせください。

○多子世帯リフォーム等支援事業

【問】保健福祉課 社会福祉係 ☎0892-21-1111

多子世帯にとって子育てしやすい住環境づくりを支援します。（上限あり）

＜対象経費＞

- ・リフォーム費用、引越費用（引越し、運送業者支払費用）

※個人で実施するリフォーム、引越しに要する経費は対象外

＜対象となる方＞

- (1) 出産により同居する18歳未満の子どもが2人以上となる世帯 200千円
〃 3人以上になる世帯 300千円
- (2) 住民登録の上、現に居住していること
- (3) 他の公的制度による補助などを受けていないこと

＜必要なもの＞

補助金交付申請書

※その他、町長が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

○出産育児一時金

【問】各加入中の健康保険等保険者

国保の方は、住民課 国保年金係 ☎0892-21-1111

加入中の健康保険から原則として医療機関等に直接支払われます（直接支払制度）。詳しくは、出産予定の医療機関等にご確認ください。

＜対象となる方＞

妊娠12週（85日）以降であれば、死産、流産でも支給されます。

＜国保の場合の支給額＞

子どもひとりにつき

- ・産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合 50万円
- ・産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合 48万円8千円
（※産科医療補償制度とは……通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性まひとなった子どもが速やかに補償を受けられる制度です。）

＜申請が必要な場合＞

- ・出産費用が出産育児一時金に満たない場合
……申請により、その差額が支給されます。
- ・直接支払制度を利用せず、出産費用を医療機関等へ支払った場合
……申請により、出産育児一時金が支給されます。
- ・自宅や海外で出産した場合

＜注意事項＞

- ・出生の翌日から2年以内に申請してください。

○国民健康保険税の義務教育就学前の子どもへの軽減

【問】住民課 国保年金係 ☎0892-21-1111

お子さんが国民健康保険被保険者の場合、義務教育就学までの国民健康保険税均等割額が5割軽減されます。申請は不要です。

○乳幼児用紙おむつ券

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

乳幼児用紙おむつが購入できる50,000円分（1枚1,000円×50枚）の「久万高原町愛顔っ子応援券」を交付し、子育て世帯を応援しています。町内の登録店で使えます。

愛媛県の事業ですが、町独自で対象者を拡大し2種類のおむつ券を発行しています。使用期限は交付した年度の翌年度の末日です。

＜対象となる方＞

町内に住所のある、申請年度に3歳に満たない乳児の保護者



＜必要なもの＞

- ・母子健康手帳
- ・来庁者の本人確認書類

＜使えるところ（令和7年3月現在）＞

- ・澤田薬局 本店
- ・澤田薬局 久万調剤薬局（町立病院前）
- ・澤田薬局 ふれあいロード店
- ・ドラッグセイムス 久万高原店
- ・コーナンホームストック 久万店
- ・ドラッグストアマック 久万高原店



おむつ券イメージ（愛媛県事業分）



おむつ券イメージ（町単独事業分）



○新生児聴覚検査

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

出生後の入院中もしくは生後1か月までに、出産した医療機関で検査を行います。医療機関に検査機器のない場合は、検査可能な医療機関を紹介してもらいましょう。

母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を交付します。この受診票で新生児聴覚検査にかかる費用の一部を公費負担します。一度、医療機関窓口で検査費用から公費負担を差し引いた検査費用をお支払いいただき、こども家庭センターにて手続きを行ったのち、自己負担分を返還します。

県外の医療機関では使用できませんので、窓口で一度お支払いいただき、領収書等を添えて、こども家庭センターで払戻しの手続きを行ってください。

○拡大新生児スクリーニング検査費用助成事業

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

出生後の入院中もしくは生後28日までに、出産した医療機関で検査を行います。検査は任意ですが、治療可能となった難病を早期に発見することで、早期治療が可能となります。

助成申請書は医療機関に設置しています。助成申請書に必要事項を記入し、医療機関へ提出することで、上限12,000円の助成を受けることができます。ただし、県外の医療機関では助成申込書を設置していませんので、窓口で一度お支払いいただき、領収書等を添えて、こども家庭センターで払戻しの手続きを行ってください。

※令和7年4月1日以降に出生したお子さんが対象です。

○赤ちゃん訪問

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

町の保健師が生後4か月までのすべての家庭を訪問させていただきます。赤ちゃんの体重等を測り、成長や発達を確認し、不安や心配ごとの相談をお受けします。子育てに関する情報提供も行っていますので、お気軽にご相談ください。

○産後ケア事業

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

産後のお母さんが安心して子育てができるよう、産後ケアの利用が必要とされる方に助産院あるいは自宅で助産師によるお母さんと赤ちゃんのからだやこころのケアや授乳・育児などの支援を行います。利用を希望する方は、こども家庭センターまでご相談ください。

＜利用できる方＞

- ・産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃん
- ・産後ケアの利用の必要性がある方（産後の心身の不調や育児不安のある方、家族等から家事・育児の十分な支援が受けられない方など）
- ・母子ともに医療行為を必要としない方

＜産後ケアの内容＞

- ・お母さんの健康状態についての相談
- ・お子さんの発育、発達相談
- ・授乳方法や沐浴等の育児指導
- ・乳房のケアや手当について

○ショートステイ里親

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の理由で一時的に養育できない子どもを、施設や里親宅でお預かりする子育て支援サービスです。

ショートステイが必要な子どもを預かる里親が「ショートステイ里親」です。

保護者がこども家庭センターに利用申請すれば、誰でも利用できますのでご相談ください。

＜対象となる子ども＞

町内に居住する0歳から18歳未満の子ども

＜ひとりの子どもがショートステイを利用できる日数＞

1 回の利用につき、連続で利用できる日数は原則 7 日以内です。

種 類	内 容
ショートステイ	宿泊を伴う / 原則 7 日以内
トワイライトステイ	宿泊を伴わない / 平日の夜間又は休日

○定期予防接種

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

赤ちゃんが生まれたら予防接種法に基づく予防接種を受けましょう。久万高原町では出生届出後の窓口手続き時に予防接種ファイルをお渡ししています。

転入された方は、母子健康手帳と前住所地の予診票、接種券をお持ちのうえ、こども家庭センターにお越しください。

＜医療機関に持っていくもの＞

- ・母子健康手帳
- ・予防接種ファイル

※予防接種は、医療機関への予約が必要です。



○任意予防接種費補助

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

＜必要なもの＞

町内の医療機関

- ・母子健康手帳

※接種当日、医療機関にて申請兼委任状をご記入いただき、補助額を差し引きます。

町外の医療機関

- ・母子健康手帳または予防接種済証
- ・予防接種費用の領収書
- ・請求者の振込口座のわかるもの
- ・印鑑（シャチハタは不可）

※接種後、払い戻しの手続きを行ってください。

※予防接種は、医療機関への予約が必要です。

インフルエンザ

- ・13歳未満の方、各年度2回まで、1回につき2,000円助成します。
- ・13歳～65歳未満の方、各年度1回のみ2,000円助成します。

おたふくかぜ

- ・1歳以上～小学校就学前までのお子さん2回まで、1回につき2,000円助成します。

○乳児一般健康診査

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

県内の医療機関にて1歳のお誕生日の前までに、乳児一般健康診査を2回無料で受けることができます。原則として、1回目は生後3～6か月時に、2回目は生後9～11か月時に受けてください。心身の異常の発見や離乳・育児生活指導等を受けられます。

○幼児健康診査

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

こども家庭センターでは、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児健康診査を行っています。問診・身体計測・診察・相談等を行い、お子さんの成長や発達を確認します。子育てや食事等に関する相談にも応じます。

○もぐもぐすくすく教室

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

概ね3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児を対象に、問診、身体計測、離乳食についてのお話、歯科と栄養の個別相談等を行います。

お子さんの成長や発達を確認できたり、日ごろ不安に感じていることを相談できたりする教室です。

○ブックスタート

【問】久万高原町立図書館 ☎0892-50-0415

こども家庭センターが実施するもぐもぐすくすく教室（概ね3～4か月児）で、ブックスタートパック（絵本・イラストアドバイス集・コットンバック）を贈呈し、「絵本」をもとにして赤ちゃんとは絵本を開く「経験」をプレゼントする活動を行っています。また、その場で一家族ごとに絵本の読み聞かせをし、0歳から本に慣れ親しんでもらうための機会を提供しています。

図書館にもぜひ親子でご来館ください。



ブックスタートパック

○ウッドスタート

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

町は、平成 29 年にウッドスタート宣言をしました。身近にある木と触れ合うことにより、豊かな子育てに生かす取り組みの一つとして、久万高原町で生まれたすべてのお子さんに「この町で育った木材で、この町で作られた、この町オリジナルの木のおもちゃ」をプレゼントします。

もぐもぐすくすく教室（概ね9～10か月児）で、引換券を配布し、こども家庭センターでお渡しします。

町産材を利用したオリジナルの木のおもちゃを、どちらかプレゼントします！



カラコロでんこ人形



久万高原ハウス

Wood Start

ウッドスタート宣言

日本は、国土の約3分の2が森林に覆われている、世界第2位の森林大国です。また、太古の昔から木の文化を持ち合わせている国でもあります。

しかしながら、現在、木材の自給率は30%程度となっており、また、近年は森林、特に人工林の手入れ不足が問題化しています。

そこで、久万高原町と東京おもちゃ美術館は、「ウッドスタート」を推進することで、この豊かな自然や身近にある木と触れ合うことにより、豊かな子育て／子育て環境を整えるだけでなく、木の良さを知り、暮らしに木を取り入れることにより、国産材木製品の消費を増やし、そのことが日本の森を育て、守ることになるような循環型社会を構築することを目指します。

私たちは、ここに「ウッドスタート」を宣言し、暮らしの中に木を取り入れ、木の持つ可能性を最大限引き出し、それを子育て／子育てに生かす取り組みを、協力し合いながら進めていくことを誓います。

これは、久万高原町と東京おもちゃ美術館が取り交わした宣言書の全文です。

久万高原町の面積の9割近くが森林です。森林は私たちに最も身近な資源です。子どもの頃から身近に、木と触れ合い、木に学び、木と生きることである「木育」を推進し、郷土への理解や愛着を深めます。

？ 木育って何？

木育「かきくけこ」

- か = 環境を守る「木育」
- き = 木の文化を伝える「木育」
- く = 暮らしに木を取り入れる「木育」
- け = 経済を活性化させる「木育」
- こ = 子どもの心を豊かにする「木育」

このことばは、2004年に北海道で生まれたことばです。

それ以来、最近では、さまざまな人がさまざまな立場からこのことばを使うようになりました。そこで私たちは、「木育」を「木が好きな人を育てる活動」と考えました。そしてその活動が目指す目的を「かきくけこ」でまとめてみました。（木育ラボより）

子育て応援

ひとりじゃないよ 相談・交流の場

○子育て講座・育児相談

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

【問】保健センター ☎0892-21-2700

保健師・管理栄養士・歯科衛生士等による子育てに関する講座を実施しています。また育児相談では、お子さんの成長や発達を確認し、子育てや歯・離乳食等に関する相談に応じます。必要に応じて作業療法士、療育の専門家などと連携を図り子どもの育ちを支えます。

開催については、町公式LINEでのお知らせや、対象者への個別周知でご案内しています。

○お子さんとパパ・ママたちの交流の場（地域子育て支援拠点事業）

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、地域との連携を実施している事業です。

久万高原町では、2箇所で開催しています。

☆地域子育て支援センター（Happy House）

☎0892-21-3192

事業主体：社会福祉法人育和会

開園日：月～金曜日（10：00～15：00）

※水曜日（10：00～13：00）

第3土曜日は開館日

住 所：久万高原町久万1444-5

ホームページ：<http://www.ikuwa.or.jp/>



☆久万高原町つどいの広場 ☎0892-56-0182

事業主体：子育て支援団体マザーグースの会

開園日：月・水・金（9：00～15：00）

住 所：久万高原町上黒岩2913

ホームページ：

<http://www.kuma-mothergoosenokai.jp>



○久万高原Happyサポート（家庭教育支援事業）

【問】教育委員会生涯学習係 ☎0892-21-0139
Happy House ☎0892-21-3192

「学校・家庭・地域連携推進事業」の「家庭教育支援事業」を活用し、地域子育て支援センター（Happy House）等で実施しています。

子育て世代の保護者等への学習機会や情報の提供、相談事業などを行っています。

様々なプログラムを用意し、孤立しがちな育児中の家庭と地域・学校をつなぐ窓口としても活用されています。

＜対象者＞ 子育てに関わる全ての人

＜利用料＞ 無料（イベントにより有料の場合もあります）

- ＜主な取組内容＞
- 子育て情報誌「キラリ」発行
 - 学習会「Happyカフェ」開催
 - ・子育て講座 ・グループワーク
 - ・しゃべり場 ・カルチャーレッスン
 - Happyおでかけ号
 - ・子育て家庭の地域を訪問、絵本やおもちゃの貸出
 - 子育て相談実施
 - ・ハッピーハウス、NIKONIKO 館での相談
 - ・町内小学校・幼稚園を訪問、出張相談
 - ・療育相談、療育教室（発達障がい・気になる子どもの対応）
 - こども家庭センター・保健センターとの連携
 - ・乳幼児健診、訪問、もぐもぐすくすく教室および食育教室参加
 - 子育てサロンでの交流
 - ・ふれあい広場、つどいの広場での相談、仲間づくりの応援



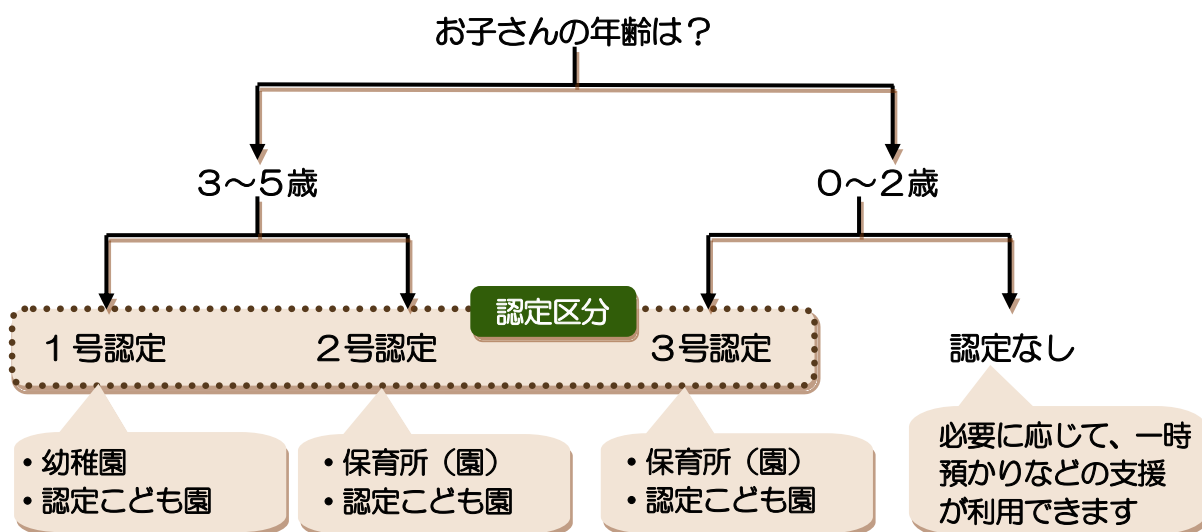
子どもを預けたい・学ばせたい

○幼稚園・保育施設を利用するには？

【問】 こども家庭センター ☎0892-58-9990
教育委員会 学校教育係 ☎0892-21-0139

<利用する前に知っておこう！>

幼稚園や保育施設を利用するには「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定は、子どもの年齢や保育の必要に応じて3つに分けられ、認定区分によって利用先が決まります。



※町外の施設を利用する場合も、住民票のある自治体の認定が必要です。こども家庭センターにご相談ください。

3～5歳

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。

教育時間終了後に預かり保育を無償で実施しています。

※預かり保育を無償で利用するためには「子育てのための施設等利用給付認定」の提出が必要です。

0～5歳

認定こども園

幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行います。
1号認定に要件はありませんが、2・3号認定は就労など保育が必要な事由がある方が対象です。

※入園基準を満たしていても、定員があるため、直ちに入園することができない場合があります。

0～5歳

保育所（園）

仕事などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育を行います。
夕方までの保育のほか、園によっては延長保育を実施しています。

○町内の幼稚園・保育施設と申込方法

公立

施設名	住 所	電 話	対象年齢	預かり 保育	備 考
明神幼稚園	東明神 甲 698 番地 1	21-0869	満 3 歳児～ 就学前	○	校区：小学校区に準ずる 開園時間：8 時～17 時半 教育時間：9 時～14 時
久万幼稚園	上野尻 甲 751 番地 1	21-0383	満 3 歳児～ 就学前	○	校区：小学校区に準ずる 開園時間：8 時～17 時半 教育時間：9 時～14 時
畑野川幼稚園	上畑野川 甲 521 番地 1	41-0503	満 3 歳児～ 就学前	○	校区：小学校区に準ずる 開園時間：8 時～17 時半 教育時間：9 時～14 時
直瀬幼稚園	直瀬 甲 3974 番地 3	31-0350	満 3 歳児～ 就学前	—	休 園
父二峰幼稚園	露峰 甲 364 番地	21-1632	満 3 歳児～ 就学前	○	校区：小学校区に準ずる 開園時間：8 時～17 時半 教育時間：9 時～14 時
おもご幼稚園	渋草 2314 番地	58-2898	満 3 歳児～ 就学前	—	休 園
仕七川幼稚園	東川 207 番地 1	57-0803	満 3 歳児～ 就学前	○	校区：小学校区に準ずる 開園時間：8 時～17 時半 教育時間：9 時～14 時
美川幼稚園	大川 4333 番地	56-0017	満 3 歳児～ 就学前	○	校区：小学校区に準ずる 開園時間：8 時～17 時半 教育時間：9 時～14 時
柳谷幼稚園	柳井川 3542 番地	54-2150	満 3 歳児～ 就学前	○	校区：小学校区に準ずる 開園時間：8 時～17 時半 教育時間：9 時～14 時

私立

施設名	住 所	電 話	対象年齢	延長 保育	備 考
久万こども園	久万 1447 番地	21-0777	生後 57 日目～ 就学前	○	定員：90 名 開園時間：7 時～18 時半

＜延長保育・預かり保育＞

保護者の就労時間に合わせて通常の保育時間を超えてお子さんを預かってくれる保育サービスです。時間や利用料は教育・保育施設により異なります。

公立幼稚園で行っている預かり保育は、午後2時～5時半までの3時間半です。特別な事情がある場合は、午後6時まで延長できます。詳しくは各園にお問い合わせください。

※長期休業中については拠点園にて実施

＜幼稚園・保育施設の申込方法＞

【4月入園希望の方】 毎年12月頃から受付を行います。（詳しくは広報や町のホームページでお知らせします。）

申請書、その他の添付書類等（保育事由により異なります。）を提出してください。

＜提出先＞

公立幼稚園：各幼稚園

認定こども園：こども家庭センター ☎0892-58-9990

【途中入園希望の方】 随時、受け付けておりますが、申請書等は1か月前には提出してください。

＜提出先＞

公立幼稚園：各幼稚園

認定こども園：こども家庭センター ☎0892-58-9990

※町外施設の利用申し込みは、こども家庭センターへお問い合わせください。

※公立幼稚園の満3歳児保育については、各幼稚園にお問い合わせください。

＜利用者負担額（保育料）について＞

【0～2歳】

令和元年10月から、町民税が所得割、均等割ともに非課税の世帯は無償となりました。その他の世帯は、世帯の町民税所得割額に応じて、毎年4月に決定し、切り替え時期は9月になります。久万高原町では、国が定めている保育料基準額よりも独自に負担軽減を行っています。

【3～5歳】

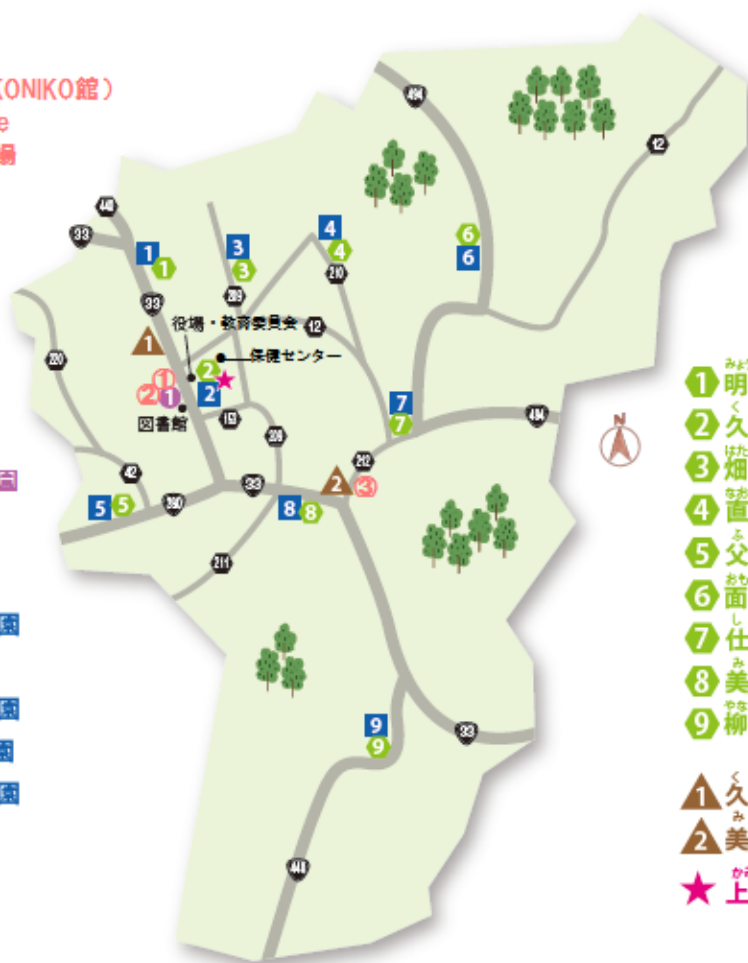
令和元年10月から、3歳から5歳までの子どもの保育料が無償となりました。ただし、給食費等は保護者の負担です。

子育て支援施設
幼稚園・保育施設
学校関連 MAP

- ① 児童館（NIKONIKO館）
② Happy House
③ つどいの広場

① 久万こども園

- ① 明神幼稚園
② 久万幼稚園
③ 畑野川幼稚園
④ 直瀬幼稚園
⑤ 父二峰幼稚園
⑥ おもご幼稚園
⑦ 仕七川幼稚園
⑧ 美川幼稚園
⑨ 柳谷幼稚園



- ① 明神小学校
② 久万小学校
③ 畑野川小学校
④ 直瀬小学校
⑤ 父二峰小学校
⑥ 面河小学校
⑦ 仕七川小学校
⑧ 美川小学校
⑨ 柳谷小学校
- ① 久万中学校
② 美川中学校
- ★ 上浮穴高等学校

小学生・中学生への支援

○久万高原町の小学校・中学校について

【問】教育委員会 学校教育係 ☎0892-21-0139 / 各学校

久万高原町には、小学校9校と中学校2校があります。すべて公立です。

小学校

施設名	住 所	電 話	校 区
明神小学校	東明神 甲 698 番地 1	21-1058	東明神、西明神、入野（新開、梶山）
久万小学校	上野尻 甲 846 番地	21-1122	入野（新開、梶山を除く）、久万、 上野尻、下野尻、菅生、露峰（落合）
畑野川小学校	上畑野川 甲 521 番地 1	41-0203	上畑野川、下畑野川 直瀬（西ノ川）
直瀬小学校	直瀬 甲 3974 番地 3	31-0040	直瀬（西ノ川を除く）、 面河地区前組
父二峰小学校	露峰 甲 364 番地	21-1633	露峰（落合を除く） 二名、父野川
面河小学校	渋草 2314 番地	58-2043	面河地区全域（前組を除く）
仕七川小学校	東川 207 番地 1	57-0381	東川、七鳥、仕出
美川小学校	大川 4333 番地	56-0693	黒藤川、日野浦、沢渡、中黒岩、 上黒岩、有枝、大川
柳谷小学校	柳井川 3542 番地	54-2115	柳谷地区全域

中学校

施設名	住 所	電 話	校 区
久万中学校	久万 600 番地	21-0013	久万地区全域、面河地区前組
美川中学校	上黒岩 2890 番地	56-0134	美川地区、面河地区（前組を除く）、 柳谷地区全域

○遠距離通学者への支援

【問】教育委員会 学校教育係 ☎0892-21-0139 / 各学校

通学距離が3km以上の幼稚園児、小学生、4km以上の中学生に対して、規程に基づいて補助金を支給しています。（バス通学および自動車送迎）

また、柳谷小学校の児童にはスクールバスを運行しています。

○自転車・ヘルメット購入費の助成

【問】教育委員会 学校教育係 ☎0892-21-0139 / 各学校

町内の中学校に通う生徒が自転車およびヘルメットを購入する（した）場合に、その購入費用の一部を助成しています。

＜対象となる方＞ 保護者

＜助成金額＞ 上限 20,000 円（原則、1 年生時に支給）

○美川中学校寄宿舎「若竹寮」（遠距離通学者への支援）

【問】教育委員会 学校教育係 ☎0892-21-0139

美川中学校 ☎0892-56-0134

美川中学校には、遠距離から通学する生徒のための寄宿舎「若竹寮」があります。

＜名 称＞ 美川中学校寄宿舎 若竹寮

＜定 員＞ 33人

＜閉舎期間＞ 金曜日～日曜日、長期休業中

＜入舎できる方＞ 美川中学校の生徒で次のいずれかに該当する方

(1) 通学距離が5キロメートル以上の方

(2) 徒歩、自転車または公共交通機関による通学が困難と認められる方

(3) 特別な事情により教育委員会が認めた方

＜食 事＞ 朝食・夕食は給食センターで調理し提供

＜居住費＞ 原則、不要

子どもの居場所

○児童館

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

児童館(NIKONIKO 館) ☎0892-21-2335

子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康増進や情操豊かな心を培う、健全育成の場として、町内に1つの児童館（NIKONIKO 館）があります。

＜開館日＞ 水・木曜日（13：00～17：00）

土曜日（9：00～17：00）

＜対象者＞ 赤ちゃんから大人までどなたでも

＜休館日＞ 日曜、祝日、年末年始、その他

＜利用料＞ 無料

○放課後児童クラブ（学童保育）

【問】こども家庭センター ☎0892-58-9990

児童館(NIKONIKO 館) ☎0892-21-2335

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、健全育成を図る事業です。

町が社会福祉法人育和会に委託して、児童館で実施しています。

＜対象者＞ 小学1～6年生

＜休館日＞ 日曜、祝日、年末年始

＜利用料＞ 1年生 6,000 円／月 2～6年生 5,500 円／月



○放課後子ども教室



【問】教育委員会 生涯学習係 ☎0892-21-0139
 児童館(NIKONIKO 館) ☎0892-21-2335

「学校・家庭・地域連携推進事業」の「放課後子ども教室事業」を活用し、児童館（N I K O N I K O 館）等で実施しています。

全ての子どもを対象に、安全安心な子どもの居場所を設け、学習や体験活動、地域住民との交流活動等を行っています。

＜対象者＞

町内の全ての小学生

※「放課後児童クラブ」を利用していなくても OK！

＜利用料＞

無料

※イベントにより有料の場合もあります。



●子ども達が楽しめる活動プログラムを実施しています！

曜日	活 動 内 容
水	クラフトコーナー（水・木・土）
	フラダンス 第2・4【登録制】 （講師の先生を招き、町内の小学生が集まります）
	NIKO スイーツ
	笛が滝 Day
	ネイチャー探検隊 第1、第3
木	おかしやさん（駄菓子の販売。赤いのれんが目印です）
	学習指導
金	英語であそぼう
土	こっとなコットン 第2【登録制】 （針と糸を使って、可愛い小物を作ります）
	Cook ドウドウル 第3【登録制】 （美味しいスイーツを作ります）
	カルチャレンジャー 年間数回
	花育キッズ（フラワーアレンジ） 年間数回



面河小学校放課後子ども教室

【問】教育委員会 生涯学習係 ☎0892-21-0139

面河小学校内の教室や運動場、体育館を使って、地域の活動支援員さんが、子どもたちの自主学習やレクリエーション、運動など放課後の過ごし方を見守っています。

<対象者>

面河小学校1年生～6年生

<開催日>

毎週 火・木

<利用料>

無料



仕七川小学校放課後子ども教室

【問】教育委員会 生涯学習係 ☎0892-21-0139

仕七川小学校放課後子ども教室では、主にしながわ絆の会の事務所で6名の活動支援員さんが子どもたちの宿題やレクリエーション、運動など放課後の見守り活動を行っています。

<対象者>

仕七川小学校1年生～6年生

<開催日>

毎週 月・火・水・木・金

<利用料>

無料



子どもの医療費

○子ども医療費の助成

【問】 こども家庭センター ☎0892-58-9990

18歳になる年度末までの保険適用の医療費について、自己負担が無料になる受給資格証を発行しています。

なお、手続きに必要なものは12ページに記載していますので、参考にしてください。



○高額な医療費がかかったとき（高額療養費の申請）

【問】 こども家庭センター ☎0892-58-9990

子ども医療費、ひとり親家庭医療費などの受給資格証をお持ちのお子さんや保護者の方の医療費は町が助成していますが、受給資格証をお持ちの場合でも入院や手術などで高額な医療費がかかる場合があります。マイナ保険証を使えば手続きは不要ですが、マイナ保険証を登録していない場合、以下の手続きが必要です。

＜入院の予約があり、医療費が高額になると事前にわかっている場合＞

加入している健康保険へ「限度額適用認定証」を申請し、認定証の交付を受け、医療機関の窓口で認定証と資格確認証、保険証、もしくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写しを提出してください。

今後の高額療養費の申請が不要になる場合があります。

＜突然の入院・手術等で、医療機関へ認定証を提示できなかった場合＞

加入している健康保険から高額療養費の申請手続きの案内があります。郵送での手続きも可能です。

○学校・幼稚園でけがをした（スポーツ共済）

【問】 各幼稚園・学校

町の幼稚園や小学校・中学校では、学校管理下での不慮の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害給付契約を結んでいます。

この制度は、児童が園や学校の管理下で災害にあった場合に治療費や見舞金が給付されるものです。初診から治療までの医療費総額（医療保険の10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象になります。

この給付を受ける際は、一旦治療費（自己負担分2割～3割）を医療機関の窓口でお支払いいただき、後日医療費（4割）を教育委員会より学校を通じて給付します。（※子ども医療費受給資格証などは使用しないでください。）

加入は任意です。詳しくは、所属の園・学校にお問い合わせください。

○町内の医療機関など

<町内医療機関一覧>

医療機関名	住 所	電話番号
久万高原町立病院	久万65	21-1120
うつのみや内科	久万206-5	21-3353
直瀬クリニック	直瀬甲2881-1	31-0011
畑野川クリニック	下畑野川甲370-2	41-0020
父二峰診療所	露峰甲415-2	21-1637
面河診療所	渋草2474	58-2016
みかわクリニック	上黒岩2920	56-0908
吉村医院	柳井川849-2	54-2050
高橋歯科医院	久万338-2	21-1182
わたなべ歯科医院	久万154-1	21-0330
畑野川歯科診療所	下畑野川甲370-2	41-0637
美川歯科診療所	上黒岩2924	56-0508

<町内調剤薬局一覧>

薬 局 名	住 所	電話番号
澤田薬局 本店	久万171-1	21-0111
澤田薬局 久万調剤薬局	久万32-2	50-0120
澤田薬局 ふれあいロード店	久万1281-1	21-1733
みかわ薬局	上黒岩2933-1	50-9070

上浮穴高等学校への支援

【問】教育委員会 学校教育係 ☎0892-21-0139
上浮穴高等学校 ☎0892-21-1205

○上浮穴高校教育振興補助金制度

町の活性化と将来的な発展を図るため、地元の上浮穴高等学校への入学生徒を積極的に確保し、学校教育の振興を図るため、上浮穴高校振興対策協議会に対して財政的な支援を行っています。

上浮穴高等学校に進学することで、様々な支援を受けることができます。

☆上浮穴高校就学支援金

入学後の諸準備等に必要な費用として、生徒1人に対して70,000円を支給します。

☆遠距離通学補助

遠距離で就学が困難な生徒を対象に支給します。

<要件>

- (1) 交通機関利用距離が片道6キロメートル以上の生徒
※最も合理的な通常の経路により公共機関を利用して通学する場合の運賃で算定し乗車停留所から下車停留所までの運賃

補助金7割以内

- (2) 上記(1)に該当する生徒で会長が認める特別な事由により、公共交通機関を利用しない場合の補助
 - ・通学距離が6キロメートル以上 … 年額8,000円
 - ・通学距離が12キロメートル以上 … 年額12,000円

☆遠距離単車等通学生補助

- (1) 単車購入時に20,000円の補助。(1回のみ)
- (2) 自転車購入時に10,000円の補助。(1回のみ)
- (3) 自転車通学用ヘルメット購入時5,000円の補助。(1回のみ)
※ヘルメット購入にあたり、購入価格が5,000円に満たない場合は、その購入価格を補助。

☆下宿代補助

遠距離で下宿を要する生徒へ下宿代の7割以内(上限月額30,000円)を支給します。

○ふるさと奨学生

町内の中学校から地元の上浮穴高等学校に進学した生徒のうち、町の将来を託すことのできる優秀な後継者として選ばれた生徒を「ふるさと奨学生」に決定し、在学3か年間、「ふるさと奨学金」を支給します。

「ふるさと奨学生」になろうと思う方は、出身学校からの申請手続きが必要です。

<要 件>

- (1) 中学校の最高学年に在学し、愛媛県立上浮穴高等学校に進学する生徒
- (2) 学業、人物ともに優れかつ健康な生徒
- (3) 本人および保護者が久万高原町内に居住する生徒

<支給額と支給期間>

支 給 額：月額 10,000 円

支給期間：正規の修学期間の3か年間、毎月ひと月分ずつ支給する。

※4月～6月の3か月分は7月に支給

○町営上浮穴高校学生寮（令和2年4月～開寮）

久万高原町では、町内唯一の県立高校である「上浮穴高等学校」の存続と生徒数を確保するために、上浮穴高等学校に町営の学生寮の整備を行いました。

町産材を主要材料とした木造2階建て（定員30人）で、木のぬくもりを感じるデザインの寮です。

入寮に係る手続き等については教育委員会または上浮穴高等学校にお問い合わせください。



【 上浮穴高等学校学生寮 外観(夜間)、内観 】

参考：上浮穴高等学校ホームページ kamiukena-h.esnet.ed.jp

夢をかなえたいあなたへ

○凶荒予備（きょうこうよび）奨学生制度

【問】林業戦略課 林業振興係 ☎0892-21-1111

この制度は、明治18年から久万凶荒予備組合が郷土の人材育成を目的に始めたものです。長い歴史を誇り、現在まで、奨学生は300人を超えています。

皆さんも、夢の実現に向けぜひご利用ください。

＜奨学金限度額＞ 上限 月額 3万円

＜奨学期間＞ 卒業（最短修業年限）まで

＜対 象＞ 大学等に在学し学資の支弁が困難な方

＜内 容＞ 学資金の無利子貸与及び給付（月額2万円、貸与と併用可）
給付対象：ひとり親・非課税世帯

＜要 件＞ 親権者の住所が町内にある方

○久万高原町看護師奨学金貸付制度

【問】久万高原町病院事業等統括事務局 ☎0892-21-1120

将来、町内の町立病院等（町立施設）で、看護師として従事することを希望する看護学生に対して奨学金（月額7万円）を貸付ける制度です。

卒業後、町立病院等で町が定めた期間（貸付期間の1.5倍に相当する期間）を勤務することにより返還が免除されます。

＜要 件＞ 次のすべてに該当する方

- (1) 文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学もしくは学校または都道府県知事の指定した看護師養成所に在学していること。
- (2) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健康であること。
- (3) 学校等を卒業した後、町立病院等の施設で看護師として勤務する意思を有していること。（看護大学・看護短期大学、看護師養成施設に在学中または進学決定の方で看護師免許取得後、町立病院等の看護師として勤務を希望する方）

※手続き方法など詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.kumakogen.jp/site/k-hospital/8576.html>

相談したいとき

○お子さんのための相談窓口 ～お気軽にご相談ください～

保健福祉課 こども家庭センター ☎0892-58-9990 （ 月～金 8：30～17：15 ） 妊産婦・乳幼児の健康診査、教室、予防接種。 妊産婦や子どもの心やからだに関する悩みや育児・栄養などの相談。 子ども医療やひとり親医療など医療費助成、児童手当、児童扶養手当、 認定こども園など保育施設への入所、放課後児童クラブなどの相談 子育ての心配や不安、児童虐待についての相談。
保健福祉課 保健センター ☎0892-21-2700 （ 月～金 8：30～17：15 ） 住民健康診査、がん検診、各種教室、予防接種。 健康・栄養・歯科に関する相談。こころやからだに関する悩みの相談。
住民課 国保年金係 ☎0892-21-1111 （ 月～金 8：30～17：15 ） 国保加入者の産前産後国保税の免除届出、出産育児一時金の支給の相談。 国民年金第1号被保険者の産前産後国民年金保険料の免除届出。
保健福祉課 社会福祉係 ☎0892-21-1111 （ 月～金 8：30～17：15 ） 地域の民生委員・児童委員さんの紹介。生活保護の相談。
保健福祉課 障がい者福祉係（障がい者相談支援センター） ☎0892-21-1111 （ 月～金 8：30～17：15 ） 障がいのあるお子さんへの福祉サービスや手当、手帳などの相談。
教育委員会 学校教育係 ☎0892-21-0139 （ 月～金 8：30～17：15 ） 幼稚園の入園、小・中学校への就学、学校教育に関する相談。
教育委員会 生涯学習係 ☎0892-21-0139 （ 月～金 8：30～17：15 ） 放課後子ども教室、家庭教育に関する相談。
児童相談所（全国共通ダイヤル）※無料 ☎189（いちはやく） （ 365日24時間 ） 虐待を受けたと思われる子どもがいたら。
女性相談ダイヤル（愛媛県福祉総合支援センター） ☎089-927-3490 （ 月～金 8：30～17：15 ） 短縮ダイヤル ☎#8008 （同センター婦人相談所に接続） 女性のための夜間電話相談 毎日 18：00～20：00（祝日・年末年始除く） 女性からのあらゆる相談。

○ひとり親家庭のために

【問】 こども家庭センター ☎0892-58-9990

＜児童扶養手当＞

一定の要件を満たすひとり親家庭等や両親のどちらかに重度の障がいがある方で、18歳まで（18歳に達した最初の3月31日まで）のお子さんを養育している保護者の方に支給される手当です。

公的年金を受給されている方や、一定以上の所得がある方は手当額の一部または全部の支給が停止されます。

＜ひとり親家庭医療費助成＞

20歳未満の児童を養育している、所得税非課税のひとり親家庭等に対する保険適用の医療費について、自己負担が無料になる受給者証を発行しています。

＜母子・父子・寡婦福祉資金＞

ひとり親家庭に対し、児童が進学する際の修学資金や就学支度資金等の貸付けを行う制度です。まずは、保健福祉課にご相談ください。

＜母子・父子自立支援員出張相談＞

毎月1回、中予地方局の母子・父子自立支援員の出張相談所を開設しています。

生活のこと、住まいのこと、子どもの養育、就職活動などの問題でお悩みの方、お気軽に相談にお越しください。

開催場所：こども家庭センター 相談室 ／ 日時：毎月第1木曜日 午後1時～

○障がいのあるお子さんのために

【問】保健福祉課 障がい者福祉係（障がい者相談支援センター） ☎0892-21-1111

＜障がい者手帳＞

心身に障がいのあるお子さんが、様々な制度等を利用するために必要な手帳を交付しています。

＜特別児童扶養手当＞

20歳未満の心身に中程度以上の障がいのあるお子さんを養育している保護者で、一定の要件に該当する場合に支給される手当です。

＜障害児福祉手当＞

日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいのある20歳未満のお子さんで、一定の要件に該当する場合に支給される手当です。

＜心身障害者扶養共済制度＞

障がいのある児童等を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある児童等に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

＜自立支援医療費給付事業（育成医療・精神通院医療）＞

心身に障がいや、将来的に障がいを残すと認められる疾患があり、医療行為によってその障がい除去または軽減される場合、指定の医療機関において治療に必要な医療費を軽減することができます。

＜障がい児福祉サービス＞

障がいのあるお子さんが利用できるサービスです。未就学児の通所する「児童発達支援」、就学中のお子さんが通所する「放課後等デイサービス」等があります。現在、町内にサービスを提供できる事業所はありませんが、町外の事業所を利用することもできます。利用手続きの方法など、障がい者相談支援センターにご相談ください。

＜リレーファイル いっぱいぽ＞

障がいのあるお子さん等の成長記録をひとつにまとめ将来へ繋いでいくための記録ファイルとして「リレーファイルいっぱいぽ」を作成しています。配布対象は各障がい者手帳をお持ちのお子さんや上記にある福祉制度をご利用のお子さんとしています。配布を希望される方は障がい者相談支援センターにご相談ください。



○児童虐待に関すること

【問】 こども家庭センター ☎0892-58-9990

＜児童虐待とは・・・＞

【身体的虐待】

- ・首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力
- ・溺れさせる
- ・戸外に締め出す
- ・意図的に子どもを病気にさせるなど

【性的虐待】

- ・性的ないたずらを強要・教唆する
- ・性的関係を強要する
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィーの被写体にするなど

虐待は大きく
4つのタイプに
分けられます

【ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）】

- ・適切に衣食住の世話をしない
- ・家に閉じ込める
- ・病院へ連れて行かない
- ・家や車の中に長時間放置する
- ・同居人の虐待の放置 など

【心理的虐待】

- ・言葉による脅かしや脅迫
- ・子どもの心を傷つけることを言う
- ・他のきょうだいとくらべ、差別的な扱いをする
- ・子どもの前で配偶者などに DV（暴力、暴言、無視など）をする など

＜児童相談所全国共通ダイヤル＞

児童虐待かな・・・と思ったら児童相談所全国共通ダイヤル☎189（いちはやく）
※通話料は無料。最寄りの児童相談所へつながります。

★こんなときはすぐにお電話ください★

- ・あの子、もしかしたら虐待を受けているのかな・・・
- ・子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう・・・
- ・近くに子育てに悩んでいる人がいる・・・

○いじめに関すること

【いじめ相談ダイヤル 24】 ☎0120-0-78310

小学生・中学生・高校生やその保護者からのいじめの悩みに関する相談を受け付けています。いじめ相談ダイヤル 24 は全国统一のフリーダイヤルで、曜日を問わず 24 時間対応していますので、いつでも相談してください。

また、各学校や教育委員会でも相談できます。

○人権相談に関すること

人権・行政・困りごと相談

【問】役場本庁 ☎0892-21-1111

〈人権擁護委員に関すること〉 住民課 住民生活係
 〈行政相談委員に関すること〉 総務課 総務行政係

地 区	開催場所	基準日	時 間	相談員
久 万	産業文化会館	偶数月の20日	9：00～ 12：00	人権擁護委員
面 河	面河住民センター			
美 川	農村環境改善センター	奇数月の20日		行政相談委員
柳 谷	ふるさと創造の館こかげ			

※基準日が土・日曜日の場合、翌週の月曜日に実施。

※開催日及び開催場所に変更がある場合があります。

法律相談

【予約・問】弁護士法律相談・・・・・・社協久万支所 ☎0892-21-0800

司法書士法律相談・・・・・・社 協 本 所 ☎0892-56-0750

地 区	開催場所	基準日	時 間	相談員
久 万	久万町民館	奇数月の6日	10:00～ 15:00	弁護士
美 川	社協本所	毎月5日	10:00～ 12:00	司法書士

※基準日が土・日曜日の場合、翌週の月曜日に実施。

※法律相談は事前に予約が必要。

※開催日に変更がある場合があります。

各種相談事業

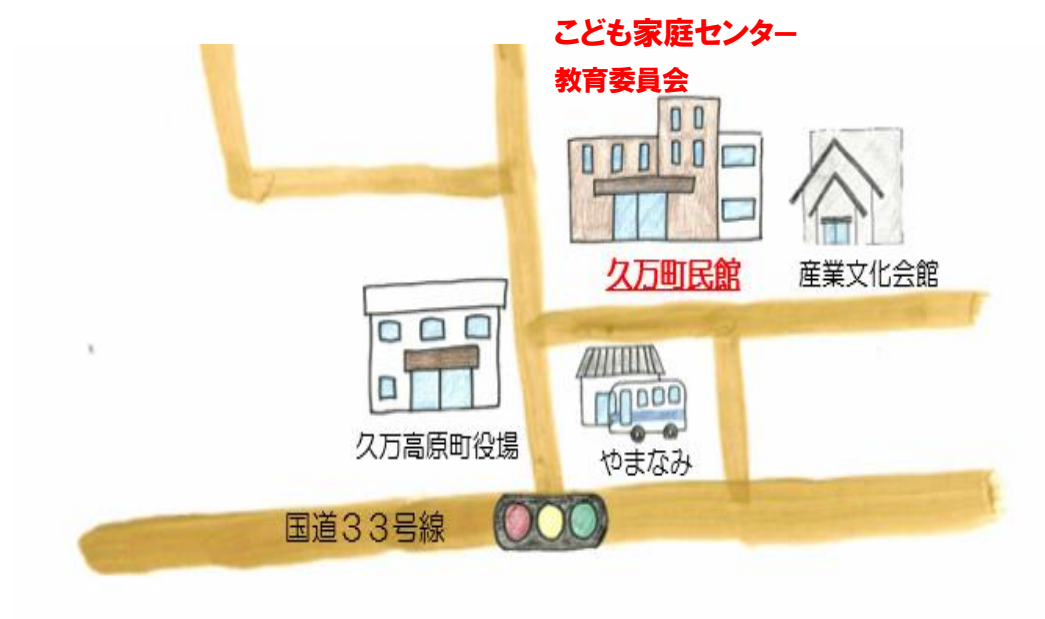
【問】久万高原町立入野福祉館 ☎0892-21-1744

地 区	開催場所	基準日	時 間	相談員
全町	入野福祉館	毎月第2・第4 日曜日	9:00～ 16:30	相談員
全町	入野福祉館	平日（随時）	9:00～ 16:30	館長・ 指導主事

※休館日は、土、日曜日、祝日、年末年始となっています。

※人権・職業・介護・心配ごとなど来館または電話でご相談ください。

[illegible]



久万高原公式 LINE

子育て情報をはじめ様々な情報を
発信しています。

また、LINE 上で相談することも
できます。

ぜひご登録ください。

